

答申第19の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての訂正をしない決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるか否か。

3 審議会の判断

(1) 保護開始決定通知書

申立人は、保護開始決定通知書が送付されていないと主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(2) 面接記録票2（平成〇年〇月〇日）

申立人は、初回面接日の相談内容と日付が事実と異なると主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(3) 面接記録票2（平成〇年〇月〇日）

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、申立人は自律神経失調症であり、精神保健福祉法第32条には該当しないので同条の申請はしていないと主張している。しかしながら、申立人が自署した平成〇年〇月〇日付神戸市保健所〇〇区保健部の受付印が押された精神保健福祉法第32条第1項に係る「通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳申請書」と平成〇年〇月〇日付〇〇医院発行の診断書（通院医療公費負担用）が申立人から資料として提出されており、精神保健福祉法第32条には該当しないので申請していないとの申立人の主張は事実とは認められない。

(4) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

実施機関は、要保護者緊急援護資金の立替貸付制度は、生活保護制度ではなく、保護の決定実施上記録する必要がある情報ではないと主張している。要保護者緊急援護資金貸付制度の実施主体は神戸市ではなく社会福祉法人神戸市〇〇区社会福祉協議会であり、実施機関の主張するケース記録の性格に照らして保護の決定実施上、必ず記録する必要があるとまでは認められない。

(5) 面接記録票1

実施機関が主張するとおり、平成〇年〇月〇日の面接記録の詳細は、日付も含め面接記録票2に記載されており、実施機関の主張するケース記録の性格に照らして保護の決定実施上、面接記録票1において、2回目以降の面接日を必ず全て記録する必要があるとまでは認められない。

(6) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったため、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。